

大阪市職員倫理規則（利害関係者との関係）の運用指針

H25. 4 人事室

R4. 8 一部改正

はじめに

本市職員は、大阪市倫理規則第3条に規定により、利害関係者との間で一定の行為を行うことが禁止されています。

この指針は、具体的に禁止されている行為の種類や禁止の考え方を明らかにすることにより、個々の職員が規則の規定を遵守する上でのガイドラインを示し、ひいては公正・中立な市政を実現することを目的として定めるものです。

ここでは、倫理規則第3条の規定を項又は号ごとに切り分けて、それぞれの規定の趣旨や禁止行為の例を示します。

具体的な禁止行為は、この指針に挙げられた限りではありません。この指針を参考に、市民目線で見ると疑惑や不信を招く行為がないか、個々の職員が自律的に行動することが必要となります。

倫理規則による規制の目的

大阪市では、大阪市職員基本条例において、職員の倫理原則を定める（同条例第4条）とともに、その倫理原則を踏まえ、職員として遵守すべき事項を倫理規則で定めることとしています（同条例第8条）。

地方公務員は、全体の奉仕者として公正に職務の遂行に当たることが求められています。地方公務員が職務の遂行上、あるいは私生活において利害関係者と接触するケースは色々ありますが、その中で、贈与を受けることなどの一定の行為は、公正な職務の遂行に対する市民の疑惑や不信を招くものであり、禁止・制限されるべきであると考えられます。

倫理規則第3条は、このような観点から、本市職員が利害関係者との関係で遵守すべき事項を定め、市政に対する市民の信頼を確保することを目的としています。

(利害関係者等との関係)

第3条 職員は、利害関係者（条例第7条に規定する利害関係者をいう。以下同じ。）との関係においては、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、当該行為が職務として行う行為（それに付随して行われる行為を含む。）である場合は、この限りでない。

1 「利害関係者」とは・・・

条文中の「条例」とは、大阪市職員基本条例を指しています。具体的には、「利害関係者」は、次のように定義されています。

(利害関係者との関係)

第7条 職員は、倫理原則を踏まえ、職務上利害関係のある者（労働団体その他の団体及び地方公共団体の議会の議員を含む。以下「利害関係者」という。）との関係において、市民の疑惑や不信を招くような行為を厳に慎むとともに、公平性及び公正性を保持し、透明性の高い行政運営を行うことにより、市政に対する信頼を高めなければならない。

職員基本条例の「利害関係者」の定義は、補助金の交付対象、許認可の対象、契約の相手方などといった、具体的な人の属性を示していません。

職員基本条例及び倫理規則では、利害関係者の範囲を広く捉えており、現在の担当業務上で利害関係のある者のすべてが、ここでいう「利害関係者」に当たります。

そうすると、学生時代の友人が事後的に利害関係者になった場合など、私的な関係があり、かつ業務上の利害関係もあるケースもあります。そういった事情のある場合については、後掲の第3条第3項を参照してください。

また、「過去の担当業務上で利害関係のあった者」との関係については、後掲の第3条第4項を参照してください。

なお、職員と法人の間に利害関係がある場合、当該法人の全職員が利害関係者となるわけではありません。一般的には、物品購入に関し契約関係のある法人との間では、営業や契約事務の担当者は利害関係者となっても、製造部門の社員は利害関係者には当たりません。

2 職務として行った行為の取扱い

- (1) 業務命令を受けるなどして、職務として行った行為であれば、外形的に本項各号の禁止行為に該当しても、本項に違反することにはなりません（本項ただし書）。
例として、次のような場合があります。

例 1：業務として本市の基金への寄付を受け付ける場合、民有地を借り入れて本市施設の敷地とする場合など、業務そのものが外形的に本項各号の禁止行為に該当する場合は、当然に本項による規制対象とはならない。

例 2：業者の事務所に赴いて打合せをしている途中、業務上で職場に連絡する必要が生じ、業者の事務所で電話を借りた場合、外形的には、第 3 号の「無償で物品の貸し付けを受けること」に当たるが、業務上の必要が明白な場合は、本項による規制対象とはならない。

例 3：市議員とともに他都市事例の視察に行く場合は、外形的には、第 8 号の「利害関係者と共に旅行をすること」に当たるが、正式な出張命令を受けている限り、本項による規制対象とはならない。

- (2) 「それに付随して行われる行為」とは、業務命令の内容そのものではなくても、業務と一体といえる行為をいいます。このような行為も、外形的に本項各号の禁止行為に該当しても、本項違反とはなりません。例として、次のような場合があります。

例 1：公務で出席した某国総領事館主催のレセプションの後に開かれた晩さん会に出席し、飲食した場合は、業務に付随する行為であるので、本項による規制対象とはならない。

例 2：会議のために業者の事務所を訪問し、会議中に出されたコーヒーを飲んだ場合は、業務に付随する行為であるので、本項による規制対象とはならない。

なお、同様のケースにおいて、出された茶菓子を食べる程度であれば許容されるが、食事のもてなしを受けた場合などは、上記例 1 とは性質が異なり、業務に付随するとはいえず、本項第 6 号の供応接待に該当する。

- (1) 利害関係者から金銭、物品（宣伝用の物品又は記念品であって広く一般に配布されるものを除く。）又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること

倫理規則第3条第1項では、利害関係者との間で禁止される行為を9号立てで列記しています。

ここからは、倫理規則の文言に補足説明を加えながら、各号により禁止される行為、抵触しない行為の例を示していきます。

1 趣旨

利害関係者からの金銭、物品又は不動産の贈与を受けることは、市民の疑念や不信を招く利害関係者との不適正な関係の典型例であり、利害関係者に便宜を図ったかどうかにかかわらず、厳に慎まなければなりません。

とはいえ、外形的に利害関係者からの贈与であっても、すべてが禁止行為に該当するものではありませんので、次の2から4までの記載を参考に、利害関係者と公正、公平な関係を保持してください。

2 対象とならない物品

「宣伝用の物品又は記念品であって広く一般に配布されているもの」とは、業者が配布しているカレンダーやボールペン、利害関係のある団体の50周年記念誌などが該当します。

これらの物品を受け取っても、倫理規則に抵触することはありません。

3 禁止される行為

本号でいう「贈与」には、「せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。」とありますが、これらが社交儀礼の範囲内で行われる場合は、そもそも「利害関係者との関係における行為」と評価できませんので、倫理規則には抵触しません。

このことを前提とすると、禁止される行為の例として、次のようなものが挙げられます。

例1：利害関係者が持参した土産の和菓子を事業所長が受領し、部下職員に配布した場合

→利害関係者からの土産は、社交儀礼の範囲ではない。昨今では、むしろ、受取らずに返すのが一般的な取扱いである。

→所長による土産の受領は、「贈与を受けること」に該当し、本号に違反する。

→配布を受けた職員も、それが利害関係者からの土産であると知りながら受取ったのであれば、所長と同様、本号違反に当たる。

例2：利害関係者が喪主となっている葬式の際に職員が香典を出し、それと同額相当の香典返しを受け取った場合

→香典返しはいわゆる「半返し」が一般的である。

→それを逸脱した香典返しの受領は、「金銭の贈与を受けること」に該当し、本号に違反する。

4 抵触しない行為

上記のとおり、「社会儀礼の範囲として許容される行為」であれば、本号に抵触しません。社会儀礼の範囲は、一般常識に照らして判断されるべきですが、その他、例として挙げれば、次のようなものがあります。

例1：利害関係者が喪主となっている葬式に会葬した際、通夜ぶるまいの食事の提供を受け、会葬御礼の品物を受領すること

→極端に豪勢なものでない限り、食事の提供を受けても、常識の範囲で認められる。

→会葬御礼の品物は、記念品に準ずるものとして認められる。

例2：弔電を受けること

→弔電自体は物品に該当しないので、認められる。

→弔電にふくさ等の附属品が付いていることもあるが、高価なものでない限り、受取って差し支えない。

例3：職員の婚約者が勤めている会社とその職員にとって利害関係者に該当する場合、結婚披露宴で婚約者の上司・同僚から祝儀を受け取ること

→結果的に利害関係者が出席することになっただけであり、通常社会儀礼の範囲内の額の祝儀であれば、受取って差し支えない。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は当該業を行う者の取引の通常 conditions に照らして利子の利率が不相当に低いものに限る。）を受けること

1 趣旨

本号は、利害関係者から私的に金銭の貸付けを受けることを禁止する規定です。もちろんながら、一般的な利息を付すことを当事者間で合意していたとしても、禁止されることに変わりありません。

2 例外

職員がローンを組むときに、借入先の金融機関が利害関係者であることもあります。このような場合は、職員が通常の消費者として行動している限り、業務上での利害関係に影響されることはありません。

そこで、本号では、職員が利害関係者である金融機関等から金銭を借り入れる場合は、借り入れの条件が他の顧客と同等であれば、規制の対象外とすることも規定しています。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること

趣旨

前号は、金銭の貸付けを受ける場合についての規定ですが、それが物品又は不動産であったとしても、無償であれば、禁止行為に該当します。

また、この場合の対価が、利害関係者の便宜によって通常取引価格よりも安価になっているときは、本条第2項の適用があります。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること

1 趣旨

役務の提供についても、物品又は不動産の貸付けと同じく、無償であれば禁止行為に該当します。また、本条第2項の適用についても同様です。

2 抵触しない行為

役務の提供の場合は、物品や不動産の貸し付けとは異なり、宣伝の一環として無償で行われていることもあります。この場合は、業者と消費者の関係に過ぎず、「利害関係者との関係における行為」と評価できませんから、本号に該当しません。

また、「無償の役務の提供」であっても、明らかに利害関係者に金銭的な負担が発生しない場合には、本号に抵触しません。

例1：契約関係のある事業者が無料で開催しているセミナーに参加した場合は、外形的には、「利害関係者から無償で役務の提供を受けること」に当たるが、一般に広く参加を募っているセミナーである場合は、本号の対象とはならない。

例2：職員が出張で利害関係のある民間企業を訪れ、帰りに最寄り駅に向かう際、その企業の従業員が乗るタクシーに便乗しても、本号の対象とはならない。

→「利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること」に当たるように見えるが、もともと従業員が駅に向かう又は駅を通る予定であったのならば、利害関係者に追加的な負担が発生しないので、本号に違反しない。

→なお、当初から先方の送迎による移動することを前提とした出張命令である場合は、本号の対象とはならない。

(5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第 67 条の 11 第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること

趣旨

利害関係者から未公開株式を譲り受けることは、後に価値が上がることを前提とした行為といえるので、対価の支払の有無にかかわらず、禁止行為に該当します。

ここでいう未公開株式は、利害関係者が法人である場合の、当該法人の株式だけに限らず、未公開株式全般を指しています。

(6) 利害関係者から供応接待を受けること

1 趣旨

職員が利害関係者の費用負担で接待を受けること（利害関係者におごってもらふこと）は、第 1 号の「贈与を受けること」と並んで、市民の不信や疑念を招く行為の典型例です。

2 抵触しない行為

職員が自らの飲食代など、実費を負担している限り、「供応接待」には当たりませんから、本号に抵触しません。ただし、自らの飲食費用が 1 万円を超える場合は、「3 報告義務」のとおり、届出が必要です。

また、公式な行事に出席した際に会場で食事の提供があった場合など、謝意を表した「おもてなし」は、「供応接待」には当たりませんから、実費を負担していなくても、本号に抵触しません。具体例として、次のようなものがあります。

例 1：請負契約の相手方である利害関係者とともに現場を視察した後、それぞれが自分の飲食代を支払った場合は、供応接待に当たらない。

例 2：私事上でのボランティア活動が社会的に評価され、利害関係者である社団法人が主催する表彰式に招待され、その場で料理の提供を受けた場合は、供応接待

に当たらない。

なお、第7号の遊技又はゴルフ、第8号の旅行も、接待として行われることが想定されますが、それぞれ個別の規定がありますので、そちらを参照してください。

3 報告義務

職員が自らの飲食代など、実費を負担して利害関係者と飲食をする際、自らの飲食費用が1万円を超える場合は、別紙様式により、所属長に届け出る必要があります。

(7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること

1 趣旨

ここでいう「遊技」とは、マーじゃん、花札に代表される、金銭を賭けているとの疑念を抱かせる行為をいいます。ソフトボールやボーリングなどは、遊技に該当しません。

また、利害関係者とのゴルフは、接待の性質が強く、たとえ割り勘であったとしても、厳に慎むこととされています。

2 抵触しない行為

外形的に利害関係者とのゴルフに当たるとしても、一緒にプレーしているとはいえない場合や、偶然一緒の組になることが避けられなかった場合は、本号に該当しません。例として次のような場合が挙げられます。

例1：会員となっているゴルフクラブでプレーする場合、クラブ側の指定でたまたま一緒の組になる場合

例2：OB会や県人会のゴルフコンペで、たまたま利害関係者と一緒になる場合（30人ほどが参加する規模のもの）に参加した場合

(8) 利害関係者と共に旅行をすること

趣旨

利害関係者との旅行も、前号のゴルフと同様、接待の性質が強いものといえます。なお、出張命令を受けて、業務として旅行する場合は、禁止行為に該当しません（前掲の「職務として行った行為の取扱い」を参照してください。）。

また、利害関係者との私的な旅行は、接待の性質が強く、たとえ割り勘であったとしても、厳に慎むこととされています。

(9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること

趣旨

本条では、職員が利害関係者から不当に利益を得ることのないよう、本項第1号から第8号までの禁止行為を規定しています。しかし、利害関係者が職員の親族に金銭を贈与し、間接的に職員に利益を及ぼすこともありえます。そこで、本号では、このような行為を利害関係者に要求することを禁止しています。

2 抵触しない行為

本号の「第三者」には特に限定がないので、第三者と職員との関係が薄く、利害関係者から第三者への利益の供与が、職員にまったく影響しない場合もあります。

このような行為は、職員の言動がきっかけになっても、「利害関係者に要求する行為」とまでは言えませんから、本号には抵触しません。

例：利害関係者に対し、被災地支援のために他の自治体へ救援物資の提供するよう求めた場合、外形的には、本号に該当するが、本号には抵触しない。

2 前項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

趣旨

利害関係者から物品を購入するなどした場合で、その代金が通常の販売価格よりも不当に安価であった場合は、その差額分の金銭の贈与を受けたものとみなされます。

例えば、利害関係者が自動車販売店である場合、一般の顧客には300万円程度で販売されている自動車を、職員が100万円で購入した場合は、差額の200万円は金銭の贈与とみなします。

つまり、形式的には通常の消費者としての行動であっても、実質的には利害関係者の便宜により不正に値引きを受けている場合は、「利害関係者から金銭の贈与を受けること」（本条第1項第1号）に該当するものとして取り扱われるということです。

3 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

1 趣旨

職員と利害関係者が学生時代の友人同士であるなど、当事者間で職員の身分とは無関係な交友関係がある場合は、市民の疑惑や不信を招くおそれのあるような特別な場合を除き、職員は、本条第1項各号（第9号を除く。）で禁止されている行為を行うことができます。

2 私的な関係

職員になる以前から交友関係がある場合や、職員となってからの交友関係であっても当初は利害関係者でなかった場合には、「職員としての身分にかかわらない関係」となります。

利害関係者であっても、例えば次のような場合は、私的な関係ということができます。

- 例：
- ・ 親族
 - ・ 学生時代の友人、恩師
 - ・ 幼少の頃から近所付き合いのある地元団体の役員
 - ・ 以前勤務していた企業の同僚
 - ・ 現職時代に世話になったOB職員

3 例外

当事者間に私的な関係があっても、その関係を利用しただけの行為は、「市民の疑惑や不信を招くおそれのある場合」であり、本条の禁止行為に当たります。

例えば、当事者間に私的な関係があったとしても、利害関係者の企業が、職員の大学時代の同級生である従業員を使って接待攻勢をかけるようなことは、いくら私的な関係があっても、本条第1項第6号に抵触します。

- 4 職員は、利害関係者に該当しない者であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

趣旨

利害関係のない相手（過去に職務上の利害関係があった者も含みます。）から、飲食の接待を頻繁に受けること、高価な贈答品を受け取ることなどは、たとえ職務上で無関係であっても、市民の誤解を招く可能性があります。

特に、利害関係はなくとも、相手方が事業者（「事業者」の定義は、後掲の第3条第5項を参照してください。）である場合には、事業者側の金銭の負担が伴う関係は

社会通念上相当な範囲でとどめ、疑惑や不信を招くことのないよう十分に注意してください。

5 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。）にその者の負担として支払わせてはならない。

趣旨

事業者に対する「ツケまわし」など、職員自らが払うべき代金を、事業者の経費で支払わせることを禁止する規定です。

通常、事業者あての領収書が発行されることになり、明らかに不自然かつ不適切ですから、相手方が利害関係者に当たるかどうかにかかわらず禁止されています。

したがって、相手が親族であっても、事業者の経費として支出されるのであれば、禁止されることとなりますが、当該親族が個人として支払う場合は、禁止されません。

(様式)

年 月 日

届 出 書

〇〇 (局・区) 長 様

所 属

氏 名

以下のとおり、大阪市職員倫理規則の運用指針に基づき、利害関係者との飲食について届け出ます。

日 時 ・ 場 所	日 時： 年 月 日 : ~ : 場 所：
相手方 (利害関係者) の所属・役職・氏名	所属： 役職： 氏名：
職員の職務との具体的関連等	職員の職務： 具体的関連：
自己の飲食に要する費用の額	円
上欄に記載した額を算出した根拠	<input type="checkbox"/> 店の web ページを通じて額を確認 <input type="checkbox"/> 店に額を確認 <input type="checkbox"/> 主催者側に額を確認 <input type="checkbox"/> その他 【 】
利害関係者以外の同席者の有無・人数・職業	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (名) 【同席者の職業： 】
備考	

(注1) 職員の職務との具体的関連の欄には、届出日現在における権限の行使状況についても記入すること。

(注2) 額を算出した根拠となる資料を添付し、その他参考資料があれば添付すること。

(注3) この届出書は情報公開請求の対象となる文書である。